競争入札参加資格申請の手引

（放置車両確認事務業務委託）

長崎県警察本部警務部会計課

申請書の提出

① 受付期間

告示日から令和８年12月７日(月)まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで

期間内に提出できない場合には、入札に参加できません。

② 提出場所

下記の場所へ提出してください。

なお、郵送による場合は書留郵便等により上記期間内必着のこと。

〒850-8548　長崎県長崎市尾上町３番３号

長崎県警察本部警務部会計課契約係

電話　（代　表）　095-820-0110（内線2233）

（ＦＡＸ）　095-829-0051

③ その他

・資格審査の結果は、「資格審査結果通知書」により通知（原則郵送）します。

・資格の有効期間は、資格を取得した日から令和11年３月31日までとなります。

申請書を受付できない方

次の方は、申請書を受付できません。

1　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

2　令第167号の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

3　競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

4　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

5　原則として１年以上の営業実績を有しない者

6　告示の日から開札日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者

7　告示の日から開札日までの間において、「長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領」（令和５年２月17日付け崎組（暴排）第７号）に基づく排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

8　長崎県内に本店、支店又は営業所等を置かない者

9　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の８第１項に基づく長崎県公安委員会の登録を受けていない者

10　法第51条の９に基づく長崎県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者

11　法第51条の13に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けた者を３名以上配置できない者

12　添付書類を提出しない者

申請書添付書類

申請には、「競争入札参加資格申請書」のほかに、次の書類が必要です。

区分	添付書類
登記簿謄本	登記簿謄本（写し可） 申請日前３ヶ月以内に発行されたもの。
納税証明書	１.『(都道府）県税に関し未納がないことを証する証明書』 ☆　長崎県内に本社又は支店等があるものについては長崎県の県税事務所が発行したもの（原本)。 ☆　本社及び支店等が長崎県外の場合は本社の所在地の県（都道府）税事務所が発行したもの（原本)。 なお、当該証明書（全税目に関し未納がないことの証明）の発行を取り扱っていない県（都道府）の場合は、法人事業税及び法人県（都道府）民税の納税証明書でこれに代える（原本)。 ２.『消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（免税業者は除く)』 税務官署が発行したもの（原本)。 １及び２とも申請日前３ヶ月以内に発行されたものであること。
許認可等証明書	道路交通法第51条の８に基づく登録（更新）通知書の写し及び同法第51条の13に基づく駐車監視員資格者証の写し（３人以上）

申請書の記載方法

１）申請書の表（法人・個人共通）

（1）登録番号は、記入しないこと。

（2）郵便番号、所在地、商号又は名称、代表者職氏名、電話番号、ＦＡＸ番号欄は、手書きゴム印を問わないが、次の要領によりわかりやすく記入のこと。

ア.「所在地」欄での丁目、番号は「－（ ハイフン)」により省略して記載すること。

（例）

長崎市尾上町３－３

イ.「商号又は名称」の欄で、株式会社等法人の場合は、次のように略号を用いること。

株式会社…(株)　有限会社…（有）　合名会社…(名)　　合資会社…（資）

フリガナの欄は、カタカナで記載し、㈱、㈲等のフリガナは記載しないこと。

（例）

オノウエ
（株）尾上

ウ.「代表者職氏名」の欄は、氏名のフリガナはカタカナで記載すること。なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

（例）

オノウエ　タロウ
代表取締役　　尾上　太郎

エ.「電話番号」「ＦＡＸ番号」の欄は、市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン)」で区切り、(　　）は用いないこと。

（例）

095-820-0110

オ.「支社」は、支社等に入札・契約等の権限を委任する場合に記入すること。

（3）支社（店）等に、入札等の権限を委任する場合でも、本社名で申請すること。

（4）「１ 課税、２ 非課税」は、消費税法に基づく区分で、申請時点で該当する課税区分番号を〇で囲むこと。

『消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書』の添付の要否は、ここで判断するので､相違ないよう十分留意すること。

２） １ 誓約書（法人・個人共通）

本社の代表者及び入札等の権限を支社等に委任した場合は支社等の代表者もそれぞれ誓約書を提出すること。(複数の支社等に権限を委任する場合は、すべての支社等の代表者それぞれ誓約書を提出すること。)

３） ２ 財務関係明細書（法人・個人別様式）

金額は、すべて円単位で記入すること。

・ 基準年度（基準日（新規：申請書を提出する日の属する月の初日、更新：更新年の７月１日）の属する事業年度の直前の事業年度）分を記入すること。

・ 決算書の貸借対照表、損益計算書から転記する。貸借対照表において、該当する項目がない場合は各項目その他の欄に記載のこと。

・ 法人の場合、貸借対照表の資本の部については、商法改正によりH15.3決算以降作成方法が変更されているが、当分の間、記載は次のとおりとする。

申請書貸借対照表様式

資本の部	
資本金	(ｱ)
法定準備金	
資本準備金	(ｲ)
利益準備金	(ｳ)
剰余金	
任意積立金	(ｴ)
別途積立金	
当期未処分利益	(ｵ)
（当期利益）	
その他	(ｶ)
資本の部合計	

(ｶ)へ

土地再評価差額金

株式等評価差額金

H14.4.1商法改正後様式

資本の部		
資本金	(ｱ)へ	
資本剰余金		
資本準備金	(ｲ)へ	
その他資本準備金	(ｲ)へ	
利益剰余金		
利益準備金	(ｳ)へ	
その他利益剰余金		
任意積立金	(ｴ)へ	
当期未処分利益	(ｵ)へ	
（当期利益）		
土地再評価差額金		
株式等評価差額金		
自己株式		
資本の部合計		

(ｶ)へ

申請書貸借対照表様式

資本の部	
資本金	(ｱ)
法定準備金	
資本準備金	(ｲ)
利益準備金	(ｳ)
剰余金	
任意積立金	(ｴ)
別途積立金	
当期未処分利益	(ｵ)
（当期利益）	
その他	(ｶ)
資本の部合計	

(ｶ)へ

土地再評価差額金

株式等評価差額金

H14.4.1商法改正後様式

資本の部		
資本金	(ｱ)へ	
資本剰余金		
資本準備金	(ｲ)へ	
その他資本準備金	(ｲ)へ	
利益剰余金		
利益準備金	(ｳ)へ	
その他利益剰余金		
任意積立金	(ｴ)へ	
当期未処分利益	(ｵ)へ	
（当期利益）		
新株式払込金又は新株式申込証拠金		
土地再評価差額金		
株式等評価差額金		
自己株式払込金又は自己株式申込証拠金		
自己株式		
資本の部合計		

(ｶ)へ

４） ３ 営業概要書

「（Ｉ）前２カ年の損益状況」

・ 基準年度及びその前年度分を記入すること。

・ 「（Ａ）のうち長崎県庁への売上高」は、長崎県（本庁、地方機関、高校、警察等）への売上がある場合に記入すること。

「（２）従業員数」

・　基準日（申請書を提出する日の属する月の初日 ）の前日現在で記入すること。

・　「総従業員数」は、代表者を除く常勤の総従業員数を記入すること。

・　支社等に権限を委任する場合は「支社等の従業員数（　　）」欄に総従業員数の内数で記入すること。

「（３）前２カ年の自己資本金の状況」

・　基準年度及びその前年度の年度末現在の状況を記入すること。

「（５）営業経歴」

・　創業から基準日（申請書を提出する日の属する月の初日）の前日までの営業年月数（月数計算で30日未満は切り捨て）を記入すること。

「（６）営業実績」

・　基準年度の業務実績を記入すること。

（記載例）

品目又は分類	金　　額　（円）	営業比率（％）	長崎県庁売上高欄（円）
警備業	6,000,000,000	60.0	50,000,000
ビル管理	3,000,000,000	30.0	40,000,000
駐車場管理	1,000,000,000	10.0	30,000,000
合　　計	10,000,000,000	100.0	120,000,000

５）　４ 委任状

・　支社等に権限を委任する場合は、必ず記入すること。

・　被委任者（受任者）は支社（店）等の代表者を記入すること。（複数の支社等に権限を委任する場合は、被委任者（受任者）毎に委任状を提出すること。）

・　委任期間は、申請の日から令和11年３月31日まで。

６）　印鑑届（様式第２号）

入札、見積、契約、請求等、県と取引をする場合に使用する印（支社等に権限を委任する場合は支社長等の印。複数の支社等に権限を委任する場合は、すべての支社等毎に印鑑届を提出すること。）

実印、登記印である必要はない。

７）　口座振替申込書（様式第３号）

金融機関の証明を受けた口座振替申込書

（支社等に権限を委任する場合は支社等の口座振替申込書。複数の支社等に権限を委任する場合は、すべての支社等毎に口座振替申込書を提出すること。）

なお、金融機関店番コード及び口座名義人（カタカナ）欄は、必ず取引金融機関に記入させること。